

滋賀県 PPP/PFI 推進ガイドライン (案)

平成 29 年 月

総務部行政経営企画室

目 次

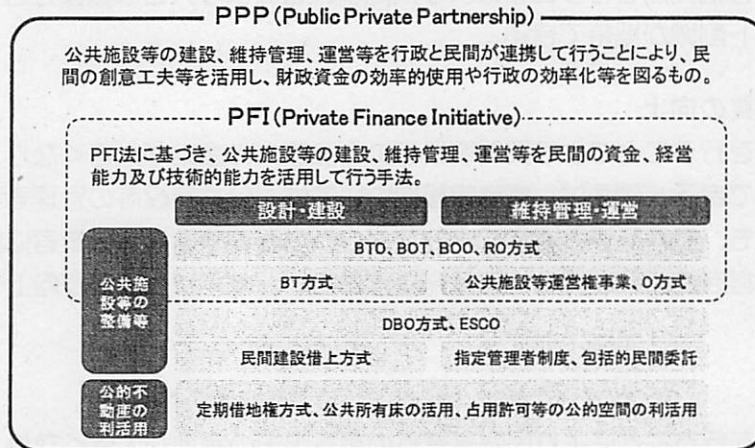
I	PPP/PFI 検討に当たっての基本的考え方	
1	PPP/PFI とは	1
2	PPP/PFI 検討の必要性	1
3	PPP/PFI により期待される効果	2
4	本ガイドラインの位置付け	3
II	具体の手續および留意事項等	
一	全体の事業フロー	4
二	各段階における手續および留意事項等	5
1	事業の発案～基本計画策定段階	5
	(1)この段階で検討しておくべき内容	
	(2)PPP/PFI 手法による整備等が想定される場合の留意事項	
2	優先的検討の実施段階	6
	(1)優先的検討とは	
	(2)優先的検討の必要性	
	(3)優先的検討の実施時期	
	(4)優先的検討の対象事業	
	(5)優先的検討の対象事業の例外	
	(6)適切な手法の選択	
	(7)簡易な検討	
	(8)詳細な検討	
	(9)評価結果の公表	
3	実施方針の策定段階	22
	(1)アドバイザー業務委託（アドバイザー契約）	
	(2)実施方針等	
	(3)PFI 事業者等選定委員会	
	(4)契約審査会（調達方法の審査）	
	(5)民間事業者からの意見等の聴取、民間事業者からの提案受付	
4	特定事業の選定段階	28
	(1)特定事業の選定・公表	
	(2)債務負担行為の設定	
5	PFI 事業者の選定段階	29
	(1)入札契約事務等	
6	事業契約の締結段階	32
	(1)仮契約の締結	
	(2)議会の議決	
	(3)契約の締結、金融機関との直接協定の締結、契約書の公開	
7	PFI 事業の実施段階	35
	(1)モニタリングの実施	
8	事業の終了	37
	(1)留意事項等	
III	PPP/PFI 推進体制	
1	庁内の推進体制	38
2	庁外関係団体等との連携	39
<参考資料>		
	滋賀県 PPP/PFI 手法導入優先的検討方針	41
	PPP/PFI 手法簡易定量評価調書（記載例）	48

I PPP/PFI 検討に当たっての基本的考え方等

1 PPP/PFI とは

PPP (Public Private Partnership) とは、公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るものであり、PFI (Private Finance Initiative) はその一類型である。

(内閣府 「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程運用の手引」 (平成 29 年 1 月) より)



凡例 PPP/PFIの事業手法

2 PPP/PFI 検討の必要性

本県では、高度経済成長期に整備した公共施設等を中心に老朽化が深刻となっており、今後、公共施設等の老朽化対策に多額の経費を要することを踏まえると、民間活力の活用を含め、一層効率的かつ効果的な施設マネジメントを行っていく必要がある。

国においても、平成 11 年の「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(いわゆる PFI 法) の施行以来、多様な PPP/PFI の推進が図られてきた。

こうした中、平成 28 年 3 月に策定した「滋賀県公共施設等マネジメント基本方針」において、PPP/PFI の推進を図る方針を掲げ、同年 12 月には、本県における PPP/PFI 手法導入検討手続きを定めた「滋賀県 PPP/PFI 手法導入優先的検討方針(以下、「優先的検討方針」という。)」を策定し、取組の推進を図ることとした。

優先的検討方針に基づき、PPP/PFI 手法と従来型手法との比較を行うことで、より効率的・効果的な手法の採用が可能となり、限りある財源を効率的に使用することができる。

<参考> PPP/PFI に関する国の動向

- 平成 11 年 12 月 PFI 法の施行
- 平成 13 年 12 月 PFI 法の改正 (行政財産の貸付に関する特例措置の創設 等)
- 平成 17 年 8 月 PFI 法の改正 (民間事業者の選定に当たっての評価方法の明確化 等)
- 平成 23 年 6 月 PFI 法の改正 (対象施設の拡大、民間事業者による提案制度の導入、公共施設等運営権方式 (コンセッション方式) の導入 等)
- 平成 25 年 6 月 PFI 法の改正 (株式会社民間資金等活用事業推進機構の設立
「PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプラン」の策定)
- 平成 26 年 6 月 「同アクションプランに係る集中強化期間の取組方針について」の策定
- 平成 27 年 12 月 「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」の策定
- 平成 28 年 5 月 「PPP/PFI 推進アクションプラン」の策定

3 PPP/PFIにより期待される効果

内閣府の「PPP/PFI手法導入優先的検討規程運用の手引」(平成29年1月)では、PPP/PFI手法導入による効果の例として、以下の点が示されているが、これらの効果は、いずれもPPP/PFI手法を導入するだけで実現できるものではなく、これらの効果がより発揮されるよう、要求水準の内容や民間事業者の選定プロセスを工夫することが重要である。

(1) コスト削減

性能発注や包括発注を行うことにより民間事業者により大きな裁量を与えることが可能となり、コスト削減が期待できる。

(2) サービスの質の向上

性能発注等を行うことにより民間事業者の創意工夫の余地が大きくなり、サービスの質の向上が期待できる。例えば、集客施設については、公共施設等の管理者等が自ら事業を実施するよりも、集客施設の運営に十分なノウハウを有する民間事業者に設計、建設から維持管理、運営を性能発注により包括発注する方が、サービスの質が向上する可能性がある。

(3) 収入の増加

性能発注等を行うことにより民間事業者の創意工夫の余地が大きくなり、収入の増加が期待できる。例えば、民間事業者がサービスの質の向上や新たなサービスの提供等により利用者を増やすこと等によって、収入が増加する可能性がある。

(4) 地域の活性化

性能発注等を行うことにより民間事業者の創意工夫の余地が大きくなり、地域の活性化が期待できる。民間事業者が事業を実施することで新たなビジネス機会や雇用が創出されたり、余剰地の活用等を通じて地域における賑わいが創出されることで、地域が活性化する可能性がある。

<参考> PPP/PFI手法の主な特徴

① 包括発注

従来手法では「分離・分割(業務ごと)の単年度での委託」を原則とするのに対して、PPP/PFI手法では「複数の業務を包含した複数年度での委託」とするのが一般的である。例えば、PFIの場合、多くの事業において、設計・建設とその後の維持管理・運営を包括して複数年度(10年~30年程度)で発注している。

② 性能発注

PPP/PFI手法では、通常「性能発注」という考え方をを用いる。性能発注とは、発注者が業務の具体的な仕様・条件を細かく規定して発注する仕様発注ではなく、アウトプット(性能)に着目して民間事業者が果たすべき義務(これは「業務要求水準」と呼ばれている。)を規定して発注するものである。

従って、発注者は業務の具体的な仕様・条件を細かく規定していない。性能発注は、発注者がアウトプット（性能）を達成する方法を指定しないため、民間事業者の裁量が大きくなる。事業実施に当たっては、要求水準に定められた条件を満たすことを前提に、民間事業者が提案した方法が採用されるため、従来型手法に比べて民間事業者の創意工夫の余地が大きい発注方法といえる。

4 本ガイドラインの位置付け

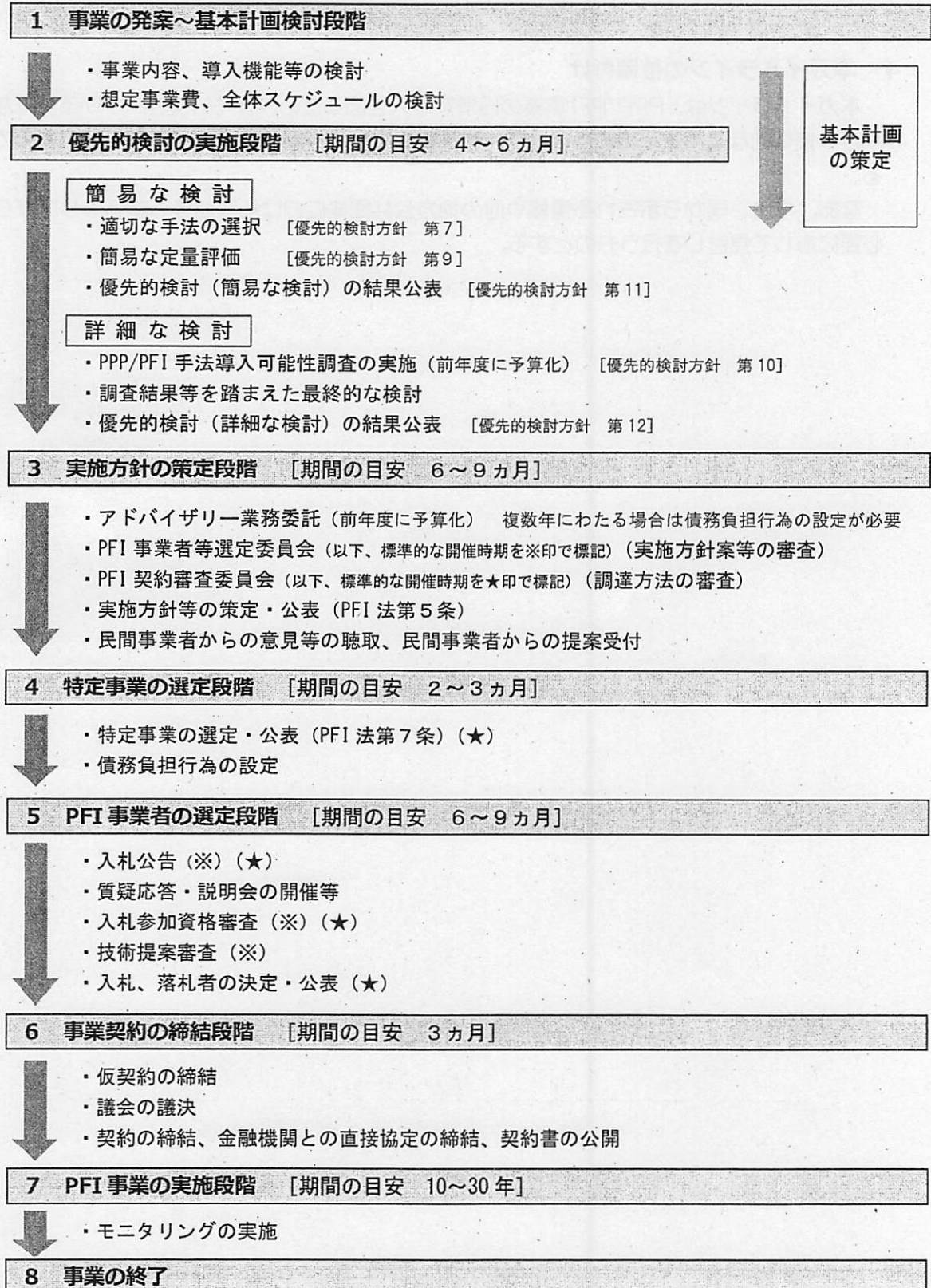
本ガイドラインは、PPP/PFI 事業の円滑な導入を図るため、優先的検討にかかる詳細な手続きや具体的な運用を定めるとともに、事業実施に当たり留意すべき点等を示したものである。

なお、今後、国から示される情報や他の地方公共団体における取組等も参考にしながら、必要に応じて見直しを行うものとする。

Ⅱ 具体の手続きおよび留意事項等

一 全体の事業フロー

PPP/PFI手法の導入を検討する場合の主な事業フローは以下のとおりである。



二 各段階における手続きおよび留意事項等

1 事業の発案～基本計画検討段階

(1) この段階で検討しておくべき内容

- ① 基本方針
- ② 導入する機能（ハード面・ソフト面）
- ③ 想定事業費、全体スケジュール

(2) PPP/PFI 手法による整備等が想定される場合の留意事項

- 可能な限り計画等を具体化させるとともに、運営段階まで見据えた計画を策定することが望ましい。また、PPP/PFI 手法を念頭に、以下の条件等について併せて確認しておくこと、2の優先的検討をより円滑に行うことができる。

- ① PPP/PFI 手法導入に当たっての法的制限等の有無
- ② PFI 手法による資金調達の方法が明らかに不利でないか。
- ③ 民間のノウハウによる施設の効率的な整備、運用等により、人件費、補修費等の削減等、総事業費の削減が期待できるか。
- ④ サービス水準を明確に定めることができ、事業の成果の計測が容易であるか。
- ⑤ 提供しようとする公共サービスに安定した需要が見込まれるか。

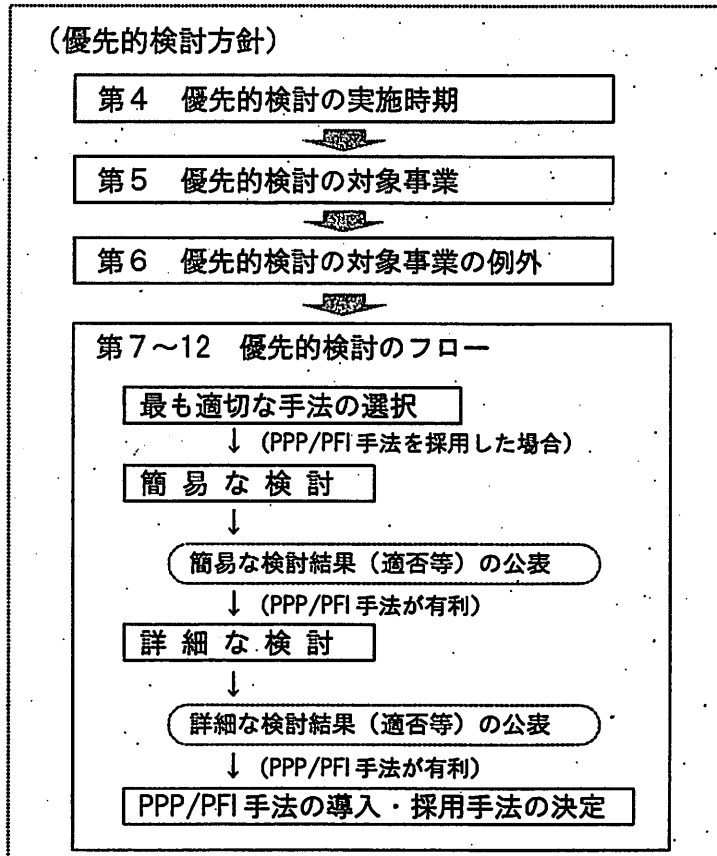
- 事業実施までに時間的な余裕を見込んでおくこと。
- 関係所属への相談・打診・支援要請は早めに行うこと。
- PPP/PFI 手法導入の検討には、専門コンサルタントへの委託等の予算を伴うことから、次年度以降のスケジュールや予算措置を意識すること。
- 検討体制、事業執行体制の検討を早めに行うこと。

2 優先的検討の実施段階

(1) 優先的検討とは

「優先的検討」とは、『公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様なPPP/PFI手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法（以下、「従来型手法」という。）に優先して検討すること』をいう。

この優先的検討の具体的な手続きは、優先的検討方針の中で、以下のとおり定めている。



※ PPP/PFI手法を選択しなかった場合や検討の結果PPP/PFI手法が不利となった場合は従来型手法を採用

(2) 優先的検討の必要性

一定規模以上の公共施設整備事業について、PPP/PFI手法の導入を従来型手法よりも優先的に検討し、PPP/PFI手法と従来型手法との比較を行うことで、より効率的・効果的な手法の採用が可能となり、限りある財源を効率的に使用することができる。

また、比較の結果、従来型手法を採用する場合であっても、評価内容等が公表される仕組みになっているため、客観性が担保され、県民等への説明責任を果たすことができる。

(3) 優先的検討の実施時期

「優先的検討方針」の規定

第4 県は、新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定しようとする場合および公共施設等の運営等の見直しを行おうとする場合は、あらかじめ優先的検討を行うものとする。

①趣旨

新たに公共施設等の整備等を行う際、スケジュールを理由として、PPP/PFI手法の検討を排除することができないことから、早い段階から優先的検討を行うことが望ましい。このため、優先的検討方針では、新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合、公共施設等の運営等の見直しを行う場合等、公共施設の整備等の方針を検討する場合に優先的検討を行うこととしている。

ただし、優先的検討の実施は、新たに基本計画等を策定する場合に限定しており、優先的検討方針を適用する平成 29 年 4 月 1 日より前に、既に基本計画等を策定している場合や事業に着手している場合は、優先的検討を要しないこととしている。

②留意事項等

- 「基本計画」とは、施設の役割、機能、規模、管理・運営などの基本的な考え方、方向性などをまとめた、設計・工事を進める上での根幹となる計画を指し、類似のものとして、基本構想（施設全体の整備の基本的な構想を示すもの）や基本設計（建物の概要を決めること）がある。したがって、これらの計画等を策定する場合に、優先的検討を行う必要がある。
- 工事等の実施において、施設全体の基本計画が策定されている場合は、個別の工事について、優先的検討を行う必要はない。
- 運営等の見直しを行う場合としては、例えば、県直営管理から指定管理やコンセッション方式等に見直す場合が考えられる。

(4) 優先的検討の対象事業

「優先的検討方針」の規定

第5 次の各号のいずれにも該当する公共施設整備事業を優先的検討の対象とする。

(1) 次のいずれかに該当する事業で、民間の活力を活用する効果が認められる公共施設整備事業（流域下水道施設、工業用水道事業施設および水道用水供給事業施設を除く。）

ア 建築物またはプラントの整備等に関する事業

イ 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業

ウ アおよびイに掲げるもののほか、他の地方公共団体で PPP/PFI 手法の導入実績のある事業

(2) 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業

ア 整備等（運営等を除く。）に関する事業費が 10 億円以上

イ 単年度の運営等に関する事業費が 1 億円以上（運営等の見直しその他運営に関する方針決定を行う場合に限る。）

①趣旨

優先的検討の対象は、全国的に PPP/PFI 手法の導入実績が多く、費用の削減が期待できる建築物またはプラントの整備等に関する事業に加え、費用の削減または収入の増加が期待できる利用料金の徴収を行う公共施設整備事業としている。

また、その他の施設にあっても、他団体で PPP/PFI 手法の導入実績がある場合は、民間の資金、能力を活用することによる効果があるものとみなし、検討対象としている。

ただし、これらの全ての事業に対して PPP/PFI 手法導入の適否を検討することは、対象事業が多くなり検討そのものが形骸化するおそれがあることから、優先的検討方針では、対象事業の選定の際に一定の基準（事業費基準等）を設けている。

②留意事項等

- 優先的検討方針第5(1)のア～ウの具体例としては、以下のものがある。
 - ア 建築物 文教施設、医療施設、社会福祉施設、観光施設、警察施設、宿舎、事務庁舎等（公営競技事業施設、インフラ施設の建築物（公園内の建物、県営住宅等）を含む）
 - プラント 廃棄物処理施設、発電施設等
 - イ 利用料金の徴収を行う施設
施設の利用に係る料金の徴収を行う公の施設
 - ウ 他の地方公共団体でPPP/PFI手法の導入実績のある事業
この規定に該当する事業としては、ア、イに該当しないインフラ施設が想定されるが、各分野の導入実績等は以下のとおり。
 - a 土木施設関係
（道路・河川管理施設等）
道路や河川管理施設においては、施設整備においてPFI手法の導入実績はないものの、一部の地方公共団体で「指定管理者制度や包括的民間委託方式を活用した維持管理」を導入している例があることから、今後、優先的検討方針第4の運営等の見直しを行う場合には、同様の手法について検討が必要となる。

（港湾・都市公園・県営住宅）
アの建築物またはイの利用料金の徴収を行う施設に該当
 - b その他の施設関係
現状（平成29年3月31日現在）においては、PPP/PFI手法を導入している事例はない。
- (2)の事業費基準の設定の考え方、経費の範囲、算定方法は以下のとおりである。
 - ア 整備等（運営等を除く。）に関する事業費（以下「整備費」という）が10億円以上（設定の考え方）
内閣府調査によると、平成26年度までにPPP/PFIに関する指針を策定している人口20万人以上の地方公共団体のうち、施設整備費の要件を定めている団体が全体の約8割を占めていること、過去のPFI手法の導入実績では8割以上が10億円以上となっていること、その他PFI手法導入時の初期費用等を勘案し、10億円以上に設定している。

（経費の範囲）
整備費には、実施設計、建設、施工監理に要する経費のほか、造成や解体を一体で行う場合は、それらの経費を含む。なお、整備には、新築や建替のほか、建物や設備を改修する場合も含む。

(経費の算定)

この段階で厳密に事業費を算定する必要はなく、類似事例を参考にした概算額等により、事業費基準に該当するかどうかを判断するものとする。

イ 単年度の運営等に関する事業費が1億円以上

(設定の考え方)

同じく平成26年度までにPPP/PFIに関する指針を策定している人口20万人以上の地方公共団体のうち、運営管理費の要件を1億円としている団体が全体の9割であることを勘案し、1億円以上に設定している。

(経費の範囲)

施設の維持管理・運営等に関する業務のうち、民間事業者において実施可能な部分の経費とし、原則、運営等に係る職員の人件費も含む。

(経費の算定)

現行の運営等に要する経費を参考に事業費基準に該当するかどうかを判断するものとする。

- 事業費は、発注単位により変わるが、発注単位は、事業内容や一括発注によるスケールメリットなどを総合的に勘案の上、事業実施部局において、最も適切かつ合理的な発注単位を設定するものとする。
- 個々の公共施設整備事業では事業費基準を満たさない場合であっても、複数の公共施設等について一括して整備等を行う場合は、ひとつの事業として検討を行う。

(5) 優先的検討の対象事業の例外

「優先的検討方針」の規定

第6 次に掲げる公共施設整備事業は、優先的検討の対象から除くものとする。

- (1) 既にPPP/PFI手法が導入されている公共施設整備事業（運営等に限る。）
- (2) 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
- (3) 災害復旧事業その他の緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

①趣旨

この規定は、対象事業の例外として優先的検討の対象とすることがなじまない公共施設整備事業を列挙しているものである。

第6(2)は、何らかの法的制限があれば優先的検討の対象外とすることを許容する趣旨ではなく、当該法的制限によって民間事業者による公共施設整備事業全体が実施できない場合に、これを優先的検討の対象外とする趣旨である。したがって、例えば、公権力の行使を伴う一部業務で民間事業者への委託ができない場合であっても、当該業務を除いた事業にPPP/PFI手法の導入が可能であれば、当該事業の全体を優先的検討の対象外とすることは適切でない。

②留意事項等

優先的検討の対象事業の例外の具体例としては、以下のものがある。

ア 既にPPP/PFI手法が導入されている公共施設整備事業（運営等に限る。）

指定管理施設は、運営や維持管理をPPP手法で行っているため、対象事業の例外となる。ただし、対象外とする事業が運営等に限定されているため、指定管理施設であっても、運営等を除く事業に関する事業費が事業費基準を満たす場合は、運営等を除く事業のみ優先的検討の対象となる。

イ 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業

個別の法令（道路法や河川法、学校教育法等）において、公共施設等の管理者および管理者が行う業務等が定められているものがあり、その法律等で定められた業務範囲について対象外とするものである。

ただし、この場合にあっては施設の建設や維持管理等（事実行為）については、優先的検討の対象となる。

<参考> 民間事業者が実施することが法的に制限されている例

施設名	根拠法	管理者	制限されている業務
公立学校	学校教育法	地方公共団体	学校教育に係る業務（施設の維持補修等メンテナンス、施設の清掃、警備等を除く）
道路 (都道府県道)	道路法	都道府県	計画の策定や工事の発注等の行政判断を伴う業務や、占用許可、通行規制等の行政権の行使を伴う業務
河川	河川法	国または地方公共団体	災害対応（危機管理を含む）、計画の策定などの行政的判断を伴う業務および行政権の行使を伴う業務
急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	都道府県	土地の立入り等（都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、都道府県営工事のためにやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。）
公営住宅	公営住宅法	地方公共団体	入居者の決定および公営住宅の明渡し等の業務

(6) 適切な手法の選択

「優先的検討方針」の規定

(採用手法の選択)

第7 県は、優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、第9の規定に基づく簡易な検討または第10の規定に基づく詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切な手法を選択するものとする。この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

①趣旨

この規定は、多様なPPP/PFI手法がある中で、簡易な検討および詳細な検討に先立って、具体的に検討している公共施設整備事業の期間、特性、規模等により、採用することができるPPP/PFI手法をある程度絞り込み、以降の検討を迅速かつ的確に行うことを目的としている。

また、施設運営において県の関与が必要な場合など、合理的理由により明らかにPPP/PFI手法の導入が困難な場合の判断もこの段階で行うこととなる。

②留意事項等

- PPP/PFI手法の種類および特徴は、以下のとおりである。

(内閣府「PPP/PFI手法導入優先的検討規程運用の手引」(平成29年1月)より)

<PPP/PFI手法ごとの官民間の契約形態、業務範囲、施設の所有者>

PPP/PFI手法	官民間の契約形態	業務範囲				施設の所有者	
		設計 (Design)	建設 (Build)	維持管理 (Maintenance)	運営 (Operate)		
公共施設の設計・建設・改修・維持管理・運営等を行う方式	BTO	事業契約	民間	民間	民間	民間	公共
	BOT	事業契約	民間	民間	民間	民間	民間
	BOO	事業契約	民間	民間	民間	民間	民間
	BT	事業契約	民間	民間	—	—	公共
	RO	事業契約	民間	民間	民間	民間	公共
	DBO	設計・建設は請負契約、維持管理・運営は事業契約	民間	民間	民間	民間	公共
公共施設の維持管理・運営等を行う方式	公共施設等運営権(コンセッション)	事業契約	—	—	民間(※1)	民間	公共
	O	事業契約	—	—	民間	民間	公共
	指定管理者制度	指定(行政処分)	—	—	民間	民間	公共
	包括的民間委託	委託契約	—	—	民間	民間	公共

※1 PFI法上の「維持管理」には、いわゆる新設又は施設等を全面的に除却し再整備するものを除く資本的支出又は修繕(いわゆる増築や大規模修繕も含まれます。)も含まれているため、既存施設(利用料金を徴収する施設に限る。)の改築については、公共施設等運営権方式も対象となります。

ア 公共施設等の設計・建設・改修、維持管理・運営等を伴う方式
(PFI手法)

<p>BTO方式 Build-Transfer-Operate</p>	<p>●民間事業者が公共施設等を設計・建設し、施設完成直後に公共側に施設の所有権を移転し、民間事業者が維持管理・運営等を行う方式。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・サービス購入型のPFI事業等で広く採用されており、採用されている施設の種類の多岐にわたります。</p> <p>・維持管理・運営期間中の民間事業者の業務範囲は、長期間の契約の対象とすることが適切か等の観点から検討・決定されます。</p> </div> <p>●業務範囲に、設計・建設、維持管理・運営等を含むことが一般的。</p> <table border="1" data-bbox="522 524 1331 651"> <thead> <tr> <th></th> <th>設計</th> <th>建設</th> <th>維持管理・運営</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務範囲</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>契約形態</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">事業契約</td> </tr> <tr> <td>民間の契約主体</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">特別目的会社（SPC）が多い</td> </tr> </tbody> </table> <p>●対価は維持管理・運営期間に支払うことが一般的。</p>		設計	建設	維持管理・運営	業務範囲	○	○	○	契約形態	事業契約			民間の契約主体	特別目的会社（SPC）が多い		
	設計	建設	維持管理・運営														
業務範囲	○	○	○														
契約形態	事業契約																
民間の契約主体	特別目的会社（SPC）が多い																
<p>BOT方式 Build-Operate-Transfer</p>	<p>●民間事業者が公共施設等を設計・建設し、維持管理・運営等を行い、事業終了後に公共側に施設の所有権を移転する方式。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・民間事業者が利用料金収入を直接収受するなど民間事業者の裁量の余地が広いPFI事業等で採用されています。</p> <p>・民間事業者が維持管理・運営期間中に公共施設等の所有権を有しているため、改修等を含め、維持管理・運営等の自由度が広がっています。</p> </div> <p>●業務範囲と契約はBTO方式と同じ。</p> <p>●対価は維持管理・運営期間に支払うことが一般的。</p>																
<p>BOO方式 Build-Own-Operate</p>	<p>●民間事業者が公共施設等を設計・建設し、維持管理・運営等を行い、事業終了時点で施設等を解体・撤去するなど公共側への施設の所有権移転がない方式。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・維持管理・運営期間を施設の需要期間や耐用年数等に合わせることができるPFI事業等で採用されています。</p> <p>・損傷や陳腐化等により一定のサイクルで更新すべき施設での活用が考えられます。</p> </div> <p>●業務範囲と契約はBTO方式と同じ。</p> <p>●対価は維持管理・運営期間に支払うことが一般的。</p>																
<p>BT方式 Build-Transfer</p>	<p>●民間事業者が公共施設等を設計・建設し、公共側に施設の所有権を移転する方式。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・公共施設等の建設後、別の公共施設等とともに一括して、建設を行う民間事業者以外の者に維持管理・運営等を委託するPFI事業等において採用されています。</p> </div> <p>●業務範囲に、設計・建設を含むことが一般的。</p> <table border="1" data-bbox="522 1536 1331 1693"> <thead> <tr> <th></th> <th>設計</th> <th>建設</th> <th>維持管理・運営</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務範囲</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>契約形態</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">事業契約</td> </tr> <tr> <td>民間の契約主体</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">特別目的会社（SPC） 又は民間企業グループ</td> </tr> </tbody> </table> <p>●対価は、施設の引渡しまでに支払うことが一般的。</p>		設計	建設	維持管理・運営	業務範囲	○	○	×	契約形態	事業契約			民間の契約主体	特別目的会社（SPC） 又は民間企業グループ		
	設計	建設	維持管理・運営														
業務範囲	○	○	×														
契約形態	事業契約																
民間の契約主体	特別目的会社（SPC） 又は民間企業グループ																
<p>RO方式 Rehabilitate-Operate</p>	<p>●既存の公共施設等の所有権を公共側が有したまま、民間事業者が施設を改修し、改修後に維持管理・運営等を行う方式。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・改修や大規模修繕が必要な既存施設について、改修等及び維持管理・運営を委託するPFI事業等において採用されています。</p> </div> <p>●業務範囲と契約はBTO方式と同じ。</p> <p>●対価は維持管理・運営期間に支払うことが一般的。</p>																

(PFI手法以外の手法)

DBO方式 Design-Build-Operate	①民間事業者が公共施設等の設計・建設の一括発注と、維持管理・運営等の一括発注を包括して発注する方式。 ・廃棄物処理施設の分野等で、PFI手法と並び採用されています。 ・資金調達や工事発注、所有は公共側が担うスキームです。		
	②業務範囲に、設計・建設、維持管理・運営等を含むことが一般的。		
	業務範囲	○	○
	契約形態	工事請負契約	
民間の契約主体	建設会社又はJV（設計会社と建設会社）		特別目的会社（SPC）が多い
③設計・建設の対価は、施設の引渡しまでに支払うことが一般的。			

イ 公共施設等の維持管理、運営等を行う方式

(PFI手法)

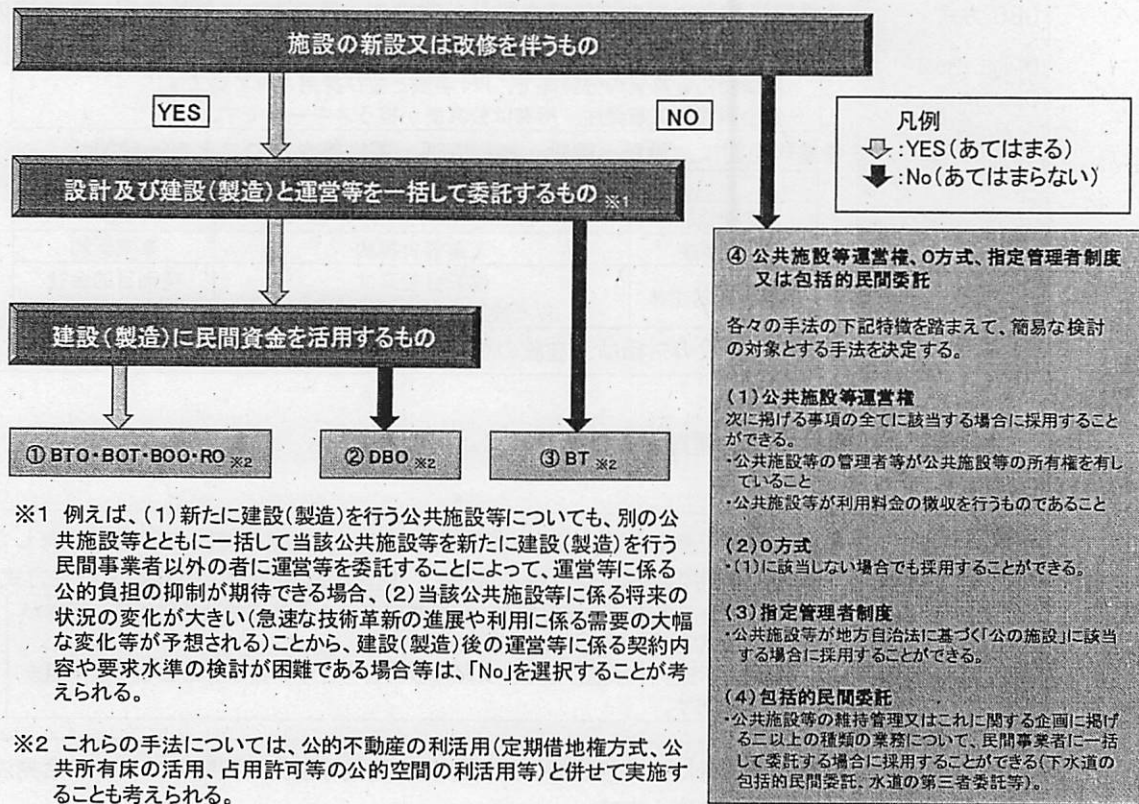
公共施設等 運営事業（コンセッション）	①利用料金を徴収する公共施設等について、公共側が施設の所有権を有したまま、民間事業者が運営権を取得し、施設の維持管理、運営等を行う方式。 ・利用料金を徴収する施設等で、民間事業者による効率的な維持管理・運営が期待される事業において採用されています。 ・空港、水道、下水道、道路、文教施設、公営住宅が重点分野として取り組まれています。
O方式 Operate	②民間事業者が公共施設等の維持管理・運営等を長期契約等により一括発注や性能発注する方式。

(PFI手法以外の手法)

指定管理者 制度	③地方公共団体が公の施設の維持管理・運営等を管理者として指定した民間事業者に包括的に実施させる手法。 ・地方公共団体に限定され、対象施設は「公の施設」に限定されますが、広く採用されています。
包括的民間 委託	④（本手引における主たる想定）公共施設等の維持管理・運営段階における複数業務・複数年度の性能発注による業務委託。 ・維持管理・運営を長期間包括して性能発注により業務委託し最適な時期・方法で補修等を行うことにより、維持管理費等の削減が期待される施設（プラント等）で採用されています。

- この段階の手法の選択は、選択肢をできるだけ絞り込むことにより、以降の検討に係る事務負担や時間、外部委託コストを軽減することを目的としており、この段階で採用手法を決定するものではない。したがって、先進事例が少ない場合など唯一の手法を選択することが困難な場合は、複数の手法を選択できるとしている。
- 適切な手法の選択は、内閣府から示されている以下の「採用手法選択フローチャート」によるほか、同種または類似施設における他の自治体の導入事例等を参考に判断することとなる。このため、対象事業の要件に照らして、PPP/PFI手法の優先的検討を行うことが明らかな場合は、基本計画の策定段階でこうした事例収集を行っておくと効率的である。

<採用手法選択フローチャート>



- 合理的理由により明らかにPPP/PFI手法の導入が困難な例として、法的には制限されていないが、実質的に施設運営において県の関与が必要な場合などが想定されるが、こうした場合であっても、施設整備部分についてPPP/PFI手法による効果が認められる場合もあるので、優先的検討方針の趣旨を踏まえた対応を検討すること。

「優先的検討方針」の規定

(評価を経ずに行う採用手法導入の決定)

第8 県は、第7の規定により選択したPPP/PFI手法(以下「採用手法」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定めるところにより当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

- (1) 指定管理者制度 第9の規定による簡易な検討を実施し、第10の規定による詳細な検討を省略
- (2) 民間事業者からPPP/PFIに関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間の費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法 第9の規定による簡易な検討を省略し、第10の規定による詳細な検討を実施

①趣旨

PPP手法の一形態である第8(1)の指定管理者制度については、①既に制度的枠組みが定まっており、一定の導入実績があること、②これまでから指定管理者制度の導入に際し、導入可能性調査等の詳細検討を実施していないこと、③条例の制定、改正に議会の議決が必要であることを勘案し、詳細な検討を省略できることとしている。

また、第8(2)は、民間事業者の提案において費用総額の比較等の客観的評価が適切に行われている場合、簡易な検討が省略できる旨の規定であるが、提案者の評価の検証や、事業内容の実現可能性、競争性の確保等についての検討は専門的な外部コンサルタントを活用すること等により、十分に検討する必要があることから、第10の「詳細な検討」を要することとしている。

(7) 簡易な検討

「優先的検討方針」の規定

(費用総額の比較またはその他の方法による評価)

第9 県は、PPP/PFI手法簡易定量評価調書(別記様式第1号)により、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額(以下「費用総額」という。)を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。この場合において、第7および第8の規定により複数の手法を選択した場合においては、それぞれの手法について費用総額を算定し、その最も低い手法による場合と従来型手法による場合の費用総額との間で比較を行うものとする。

- (1) 公共施設等の整備等(運営等を除く。)の費用
- (2) 公共施設等の運営等の費用
- (3) 利用料金収入
- (4) 資金調達に要する費用
- (5) 調査に要する費用
- (6) 民間事業者の適正な利益および配当

2 県は、採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、前項の規定にかかわらず、民間事業者への意見聴取を踏まえた評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

①趣旨

この規定は、第10の詳細な検討を行う前に、候補とされたPPP/PFI手法の適否を簡易に検討する際の手続きを定めたものである。

PPP/PFI手法と従来型手法の費用面の比較等を簡便な方法で行うことにより、この段階で、明らかにPPP/PFI手法導入の見込みがない公共施設整備事業を検討過程から除外することができ、無用な調査費用等を削減することができる。

また、第9の2の規定は、全国的に実績が乏しいこと等により、統一的に定める「PPP/PFI手法簡易定量評価調書(以下「評価調書」という。)」で費用総額の比較ができない場合に、公的負担の抑制につながることを客観的に評価するための代替手段を定めている。

②留意事項等

- 評価調書の作成に当たっては、内閣府が定める記載例(参考資料P. 47)や「PPP/PFI手法導入優先的検討規程運用の手引」(平成29年1月)を参照することとし、費用総額の比較に用いる数値についても、同手引を参考に設定することとする。
- 簡易な検討におけるPPP/PFI手法の優位性の判断は、評価調書の「合計(現在価値)」の比較結果である「財政支出削減率(VFM^{*1}・削減率)」欄を基本としつつ、現在価値^{*2}割引前の実支出額である「合計」の額や、地方交付税が措置される場合はその額も踏まえて、総合的に判断するものとする。

<参考> PPP/PFI手法簡易定量評価調書(抜粋)

	従来型手法 (公共施設等の管理者等が 自ら整備等を行う手法)	採用手法 (候補となるPPP/PFI 手法)	
...			
合計			→ 実支出額の比較
合計(現在価値 [*])			→ 現在価値置換後の比較
財政支出削減率			↓

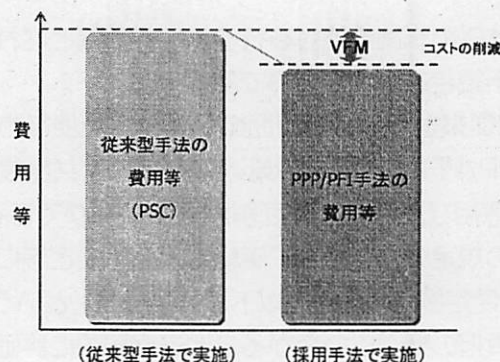
合計(現在価値)欄で、従来型手法 > 採用手法の場合は、VFMが生じ、コスト的には、PPP/PFI手法の方が有利となる。

(内閣府 「PPP/PFI手法導入優先的検討規程運用の手引」(平成29年1月)より)

※1 VFMとは

VFM(Value For Money)とは、「支払い(Money)に対して、最も価値の高いサービス(Value)を供給する」という考え方のことです。同一の公共サービスの提供水準の下で評価する場合、VFMの評価は、従来型手法で実施する場合と、PPP/PFI手法で実施する場合の公的財政負担の見込額の現在価値の比較により行われ、PPP/PFI手法における公的財政負担額が少ない場合はVFMがあることとなります。

なお、PSC(Public Sector Comparator: 従来型手法で実施する場合の事業期間中の公的財政負担の見込額の現在価値)とPPP/PFI事業のLCC(Life Cycle Cost: PPP/PFI手法で実施する場合の事業期間中の公的財政負担の見込額の現在価値)が等しくても、PPP/PFI手法において公共サービス水準の向上が期待できるときは、PPP/PFI手法にVFMがあることとなります。



※2 現在価値とは

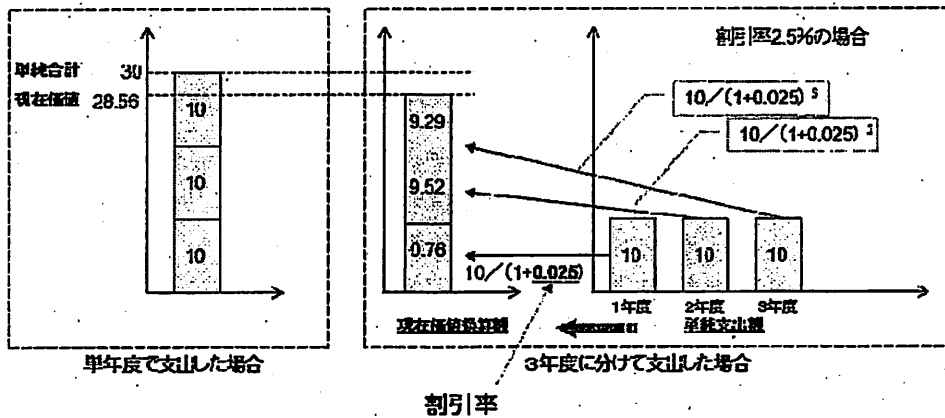
VFMの算出に当たっての費用総額の比較は、現在価値化をして行います。これは、複数年にわたる事業の経済的価値を比較するために、将来の価値を、現在の価値に置き換えた上で比較するという考え方によります。

現在価値での比較とは、例えば、同じ金額の公的財政負担額があるとしても、現在の10億円と、10年後の10億円では価値が異なります。そこで、公的財政負担の見込額の算定に当たっては、現在価値に換算して比較します。現在価値を算定するに当たって重要となる概念が「割引率」です。

「割引率」とは、支出または歳入する時点が異なる金額について、これらを同じ現在の視点から比較するために現在価値に換算する際に用いるものです。具体的には、割引率を r とした場合、来年の100円は、今年の $100/(1+r)$ 円の価値に等しくなり、これが「来年の100円」の現在価値です。

例えば、割引率を2.5%とすると「来年100円」の現在価値は97.6円となります。97.6円を2.5%で運用すれば、1年後に100円となるとという関係です。

なお、割引率については、「VFM (Value For Money) に関するガイドライン」において、「リスクフリーレートを用いることが適当である。例えば、長期国債利回りの過去の平均や長期的見通し等を用いる方法がある。」と記載されています。



<参考②> PPP/PFIに係る地方交付税措置

■平成12年3月29日付け 自治省財務局長通知(概要)

(1) 国庫補助負担金が支出されるPFI事業

① PFI事業者に対し施設整備時に整備費相当分の全部又は一部を支出する場合

地方公共団体が支出を行うに当たって、直営事業の場合と同種の地方債をその財源とすることができることとし、直営事業の場合に当該地方債の元利償還金に対して交付税措置を講じている場合には、同様の交付税措置を行う。

② PFI事業者に対し後年度に整備費負担分の全部又は一部を割賦払、委託料等の形で分割して支出する場合

地方公共団体が負担する整備費相当分(金利相当額を含む。)について、直営事業の場合の地方債の充当率、交付税措置率を勘案して財政措置の内容が同等になるように、均等に分割して一定期間交付税措置を行う。

(2)地方単独事業として実施されるPFI事業

①施設の種別に応じた財政措置の仕組みがある施設の場合

地方公共団体がPFI事業者に対し、施設整備時に整備費相当分を支出するか又は後年度に施設整備費を割賦払、委託料等の形で分割して支出するかを問わず、何らかの形で整備費相当分の全部又は一部を負担する場合、当該負担額の合計額（金利相当額を含む。）に対し、直営事業の地方債の充当率、交付税措置率を勘案して財政措置の内容が同等になるように、均等に分割して一定期間交付税措置を行う。

②施設の種別に応じた財政措置の仕組みがない施設の場合

下記の要件を満たす施設について、地方公共団体がPFI事業者に対し、施設整備時に整備費相当分を支出するか又は後年度に整備費相当分を割賦払、委託料等の形で分割して支出するかを問わず、何らかの形で整備費相当分の全部又は一部を負担する場合、当該負担額の合計額（用地取得費を含まず、金利相当額を含む。）の20%に対し均等に分割して一定期間交付税措置を行う。

(施設の要件)

通常地方公共団体が整備を行っている公共性の高い施設であり、かつ非収益的な施設（無料又は低廉な料金で住民の用に供され、施設整備費の全部又は一部を料金ではなく地方公共団体の財源で負担することが通例である施設）であること。なお、庁舎等公用施設は対象としない。

■地方交付税措置がある場合の手続き（毎年度の総務省調査に基づく手続き）

- ①総務省地域振興室へ「PFI事業の施設共用開始状況等に係る調」を提出 [1月]
- ②地方財政措置額の決定（必要に応じ総務省のヒアリングあり [2月]
- ③総務省交付税課 大臣通知（算定対象額） [7月]
- ④毎年度の普通交付税において、基準財政需要額に理論値で算入
（地域振興費の中で、PFI事業に伴う施設整備費相当額 × 乗率により算定）

(8) 詳細な検討

「優先的検討方針」の規定

(詳細な検討)

第10 県は、第9の規定による簡易な検討において採用手法の導入に適しないと評価された公共施設整備事業以外の公共施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用することなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の検証を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

①趣旨

詳細な検討とは、専門的な外部コンサルタントに委託することなどにより、従来型手法とPPP/PFI手法との間で、幅広い観点から費用総額等を比較し、最終的にPPP/PFI手法の適否を決定するための判断材料を得ることを目的に実施するものである。

②留意事項等

- 詳細な検討では、次に掲げる項目等について検討することが考えられる。
 - ア 従来型手法およびPPP/PFI手法の長所・短所の整理、当該短所の解決策の検討
 - イ PPP/PFI手法を導入する場合の民間事業者へ委託する業務の範囲および要求水準の検討
 - ウ リスク分担の検討
 - エ 従来型手法およびPPP/PFI手法を導入した場合それぞれの費用総額の算出・比較
 - オ PPP/PFI手法に公共施設等運営権方式等の既存公共施設等に用いられる手法が含まれる場合にあっては、当該事業の長期契約への適否および既存の公共施設等の状態に関わるリスク分担の検討（開示できる公共施設等の情報の内容を含む。）
 - カ PPP/PFI手法にBTO方式等の設計、建設または製造および運営等を一括して委託する手法が含まれる場合にあっては、当該事業の長期契約への適否の検討
- 上記に加え、先行事例においては、PPP/PFI手法による事業の実現可能性を把握する観点から、民間事業者への市場調査や導入可能性調査を行うケースや、実施方針(案)の作成等を先行的に行うケースも見受けられる。
- PPP/PFI手法の最終的な導入の適否は、VFMのほか、民間事業者の参入可能性や競争性発揮によるサービス水準の向上、県経済への影響、地方財政措置の状況等も踏まえて、総合的に判断するものとする。
- 詳細な検討には、専門的なコンサルタントへの調査委託が必要となる場合がほとんどであるため、予算化の時期も念頭に置きながら、時期を逸しないよう全体の検討を進める必要がある。

なお、当該調査の所要期間は概ね4～6カ月程度、所要経費は、内閣府資料によると400～700万円程度とされている。
- 詳細検討における県の役割としては、施設規模や構造等の施設の条件設定、PSC（従来型公共事業コスト）の算定、VFM試算結果の確認、基本計画との整合性の確認等がある。

(9) 評価結果の公表

「優先的検討方針」の規定

(簡易な検討の結果の公表)

第11 県は、第9第1項の規定による費用総額の比較による評価の結果について、次の各号に掲げる事項をそれぞれ当該各号に定める時期に公表するものとする。

- (1) PPP/PFI 手法導入の適否その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項 評価を実施した後遅滞ない時期
- (2) PPP/PFI 手法簡易評価調書の内容 入札手続の終了後適切な時期

2 県は、第9第2項の規定による評価の結果について、次の各号に掲げる事項をそれぞれ当該各号に定める時期に公表するものとする。

- (1) PPP/PFI 手法導入の適否その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項 評価を実施した後遅滞ない時期
- (2) 客観的な評価結果の内容 入札手続の終了後適切な時期

(詳細な検討の結果の公表)

第12 県は、第10の規定による詳細な検討の結果について、次の各号に掲げる事項をそれぞれ当該各号に定める時期に公表するものとする。

- (1) PPP/PFI 手法導入の適否その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項 評価を実施した後遅滞ない時期
- (2) PPP/PFI 手法簡易評価調書の内容(第10の規定による詳細な検討の結果を踏まえて更新した場合は、当該更新した後のもの) 入札手続の終了後適切な時期

①趣旨

この規定は、PPP/PFI 手法の評価結果を公表することにより、PPP/PFI 手法の導入の適否の判断について、透明性を確保するとともに、県民および民間事業者に対する説明責任を果たすことを目的としている。

②留意事項等

優先的検討方針では、簡易な検討および詳細な検討のそれぞれにおいて、「PPP/PFI 手法導入の適否その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項」とその他で、公表時期を2段階に分けているが、これは「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成26年9月30日一部変更閣議決定)を踏まえ、入札手続等の公正さを確保するための取扱いである。

なお、公表は、次のイメージにより、県ホームページ上で行うものとし、複数の事業に関する公表事項をまとめて公表することも可とする。

<参考> 評価結果の公表イメージ

優先的検討方針 第11 および第12 評価結果の公表

〇〇施設整備に伴う優先的検討の実施結果について		
<p>県では、〇〇施設の整備・運営に関して、民間事業者の技術等を積極的に活用し、より効率的で質の高いサービスの提供を図るとともに、財政負担の縮減および平準化を図る観点から、PPP/PFI 手法導入の適否を検討しましたので、その結果を公表します。</p>		
簡易な検討の評価結果について		平成〇年〇月〇日
①PPP/PFI 手法導入の適否	PPP/PFI 手法の導入に適する。	
②VFM算定結果	** %	
③理由	PPP/PFI 手法導入により、財政負担の縮減が見込まれるため。	
PPP/PFI 手法簡易評価調書（簡易な検討段階）		
詳細な検討の評価結果について		平成〇年〇月〇日
①PPP/PFI 手法導入の適否	PPP/PFI 手法の導入に適する。	
②VFM算定結果	** %	
③理由	PPP/PFI 手法導入により、財政負担の縮減および以下のようなサービス向上の効果が見込まれるため。	
PPP/PFI 手法簡易評価調書（詳細な検討段階）		

①簡易な検討実施後、遅滞ない時期に公表

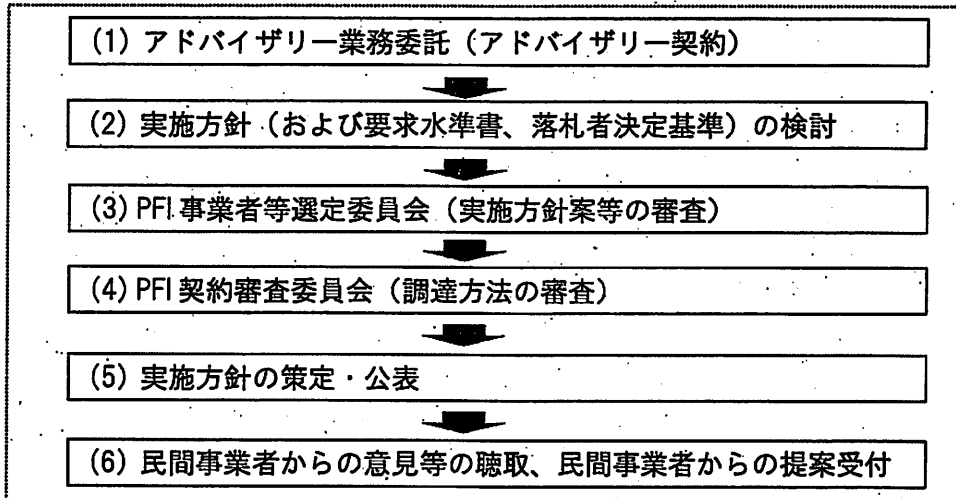
③入札手続きの終了後、PDF データを添付

②詳細な検討実施後、遅滞ない時期に記載を追加して公表

③入札手続きの終了後、PDF データを添付

3 実施方針の策定段階

(この段階の主な流れ※)



※ これ以降の主な流れは、PFI手法およびDBO方式を導入する場合を想定している。DBO方式を除くPPP手法を採用する場合は、指定管理者制度ガイドライン等により事務の流れを確認すること。また、DBO方式については、PFI手法と同様の手続を踏むことが望ましい。

(1) アドバイザリー業務委託 (アドバイザー契約)

①アドバイザーの必要性

PFI事業等 (PFI法に定める「選定事業」であるPFI事業およびPFI事業に類似したDBO方式による事業。以下同じ。) では、

- ア 資金調達や事業マネジメント等を行う財務面・事業管理面
- イ 長期にわたるリスク等を民間事業者と交渉し具体的に契約で定めるための法務面
- ウ 施設の設計・建設の技術面

等において、各分野の専門知識およびノウハウを必要とするため、外部のアドバイザーまたはコンサルタント (以下「アドバイザー」という。) を活用することが不可欠とされている。

②アドバイザーの業務内容

一般的に、アドバイザーへの委託内容としては、実施方針の策定から選定した事業者との契約締結までの期間中において、以下の業務が想定される。

ア 実施方針の策定および特定事業の選定段階	<ul style="list-style-type: none"> ・事業スキームの検討 (事業の範囲、事業形態、事業方式、財産管理、資金調達) ・実施方針等の作成・支援 ・審査委員会の運営支援 ・VFMの検討・評価、特定事業の選定書類の作成・支援
イ PFI事業者の募集段階	<ul style="list-style-type: none"> ・入札説明書の作成・支援 ・説明会の開催準備 ・落札者審査基準の作成・支援 ・質疑への回答作成・支援 ・入札関係資料の作成・支援
ウ PFI事業者の選定段階	<ul style="list-style-type: none"> ・応札者の適格性の評価 ・入札提案書の整理・評価の支援
エ 事業契約の締結段階	<ul style="list-style-type: none"> ・契約条件の整理、契約書案の作成、契約交渉

③留意事項等

- アドバイザリー業務委託には、事業の規模等にもよるが、一般的に2,000～5,000万円程度要するとされており、所要の予算の確保とともに、複数年契約となる場合は、債務負担行為の設定が必要となる。
- アドバイザーの選定は、「コンサルタント等選定委員会」等を設置し、公正性・透明性を確保しつつ行うことが必要である。
- 県と契約締結しているアドバイザーが、当該事業に応募または参画しようとする民間事業者のアドバイザーになることは利益相反となることから認められない。
- 県と契約締結しているアドバイザーの関係企業等が当該事業に応募または参画をすることは、秘密保持や公平さに対する信頼性を確保する観点から認めないこととする。

(2) 実施方針等

①実施方針とは

実施方針とは、県がPFI手法の導入を進める場合に策定し、事業内容や民間事業者の募集方法などについて定めるものである。

②実施方針策定・公表の趣旨

実施方針の策定・公表は、①当該事業をPFI事業として選定する前に事業内容を公表し、当該事業に関する民間事業者等の意見を求めること、②当該事業への参加を希望する民間事業者に対し、当該事業内容に関して周知し、事業参加への検討を行う時間的余裕を与えること、③県民に対し当該事業の周知に資することを目的に行う。

事業の周知については、実施方針の策定・公表前の、可能な限り早い段階から行うことが望ましい。

③実施方針に定めるべき事項

項目	内容
ア PFI事業の選定に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・事業名、事業内容、業務範囲、事業方式 ・事業期間、事業スケジュール、事業終了時の措置 ・根拠法令、規則、許認可事項等 ・事業の選定方法、選定基準
イ 民間事業者の募集および選定に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・募集方法、募集スケジュール ・参加資格要件、提出書類、審査・選定の考え方
ウ 民間事業者の責任の明確化等、事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的考え方および予想されるリスク ・リスク分担の案 ・事業実施状況の確認・監視方法 ・契約で定めるべき内容
エ 公共施設等の立地、規模、配置に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・立地条件、敷地面積、用途地域・地区の状況 ・土地の取得、設計要件、建物・外構計画
オ 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・協議方法、紛争の際の裁判所
カ 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的事由、当事者間の措置、金融機関との協議 ・契約解除、介入、事業引継等の方法
キ 法制上および税制上の措置、財政上および金融上の支援に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の法的立場、税制上の扱い ・国や県、公的金融機関などの補助、支援制度

＜参考＞ リスク分担

PFI事業等においては、契約締結時点ではその影響を正確には想定できない不確実性のある事由（例：事業期間中に発生する可能性のある事故、需要の変動、天災、物価の上昇等の経済状況の変化等）によって、損失が発生する可能性がある。このため、実施方針の中で、基本的なリスク分担の考え方を示すとともに、契約においてリスクが顕在化した場合の追加的支出の分担方法を具体的かつ明確に規定する必要がある。

また、PFI事業等のリスク分担については、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、県と民間事業者のいずれがリスクの発生率を下げるができるか、または発生した場合の損失を最小限に食い止められるかを考慮し、かつ、リスクが顕在化する場合のその責めに帰すべき事由の有無に応じて、リスクの負担者を決定する。

(リスク分担の例)

	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			県	事業者
共通	入札説明書の誤り	入札説明書の誤りによるもの	○	
	許認可の取得	許認可の遅延によるもの（県が取得するものを除く。）		○
	法令等の変更	本事業に直接影響をおよぼす法令・制度等の変更	○	
	第三者賠償	調査・工事に伴い不可避の騒音、振動等による損害	○	
		事業者が管理上の注意義務を怠ったことによる損害		○
	応募コスト	応募コストの負担		○
以下省略				
設計	不可抗力	天災・暴動等による計画設計の変更・中止・延期	○	△
	測量・調査の誤り	県が実施した測量・調査部分	○	
		事業者が実施した測量・調査部分		○
	計画・設計変更	県の提示条件・指示の不備、変更によるもの	○	
		事業者の提案内容、指示、判断の不備によるもの		○
以下省略				

負担者：○主分担、△従分担（負担額に限度額が定められている場合）

④留意事項等

一般的に上記の実施方針の公表と併せて、要求水準書案等を公表し、事業者に意見を求めることがある。

ア 要求水準書

要求水準書は、仕様書にあたるもので、全体概要、基本要件、各業務の要求水準、参考資料等を記載する。

イ 落札者決定基準

落札者決定基準は、実施方針、要求水準書（仕様書）で示した要求するサービスの内容、確実性、価格などを評価項目として設定し、項目ごとに各提案書を評価し、採点するための配点を設定したものである。

落札者決定基準は、入札公告と同時に公表し、民間事業者はこの基準を基に提案書を検討、作成し、入札に参加することになる。

なお、落札者決定基準は、民間事業者が提案内容を検討する際、その方針に影響を与えることから、実施方針の公表後、入札公告までにその案を公表することもある。また、落札者決定基準は落札者を選考する際の基準であるので、PFI事業者等選定委員会での検討を踏まえて、決定する。

(3) PFI事業者等選定委員会

①設置の必要性

県が実施するPFI事業等における事業者の選定に当たり、以下の公正性、透明性、専門性を確保するため、外部有識者等で構成するPFI事業者等選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する必要がある。

ア 公正性、透明性の確保

PFI事業等は、従来、県が直接提供していた公共サービスについて、設計、建設、維持管理および運営を一体的に長期間、民間事業者に委ねることになるため、公共サービスの利用者である県民への説明責任とともに、事業者選定に当たっての公正性、透明性が強く求められる。

イ 専門性の確保

PFI事業等は、民間事業者のノウハウが活かされるよう性能発注方式をとっていること、設計、建設から維持管理、運営までの一括発注方式をとっていること、事業者の資金調達面から事業の実現性を検討することが必要であることなどから、審査に当たっては各分野にわたる専門性が強く求められる。

②所掌事務

選定委員会は、実施方針等の策定段階、入札実施段階、事業者選定段階において開催し、各段階で次の事務を所掌する。なお、これら以外の場合であっても、必要に応じ、開催するものとする。

ア 実施方針等の策定段階	実施方針案、要求水準書案（仕様書案）、落札者決定基準案、条件規定書案（契約書骨子案）の検討
イ 入札実施段階	選考方法、要求水準書、落札者決定基準、契約書案の最終的な検討
ウ 事業者選定段階	落札者決定基準に基づき、各民間事業者の入札提案書の審査、評価を行う。最高得点者を優秀提案としての選定

③選定委員会の設置

- 選定委員会は、事業が具体化した段階で、個々の事業の状況を踏まえて委員会の内容（委員数、委員構成）を決める必要があることから、事業実施部局ごとに設けることとする。
- 選定委員会は、遅くとも第1回目の開催が見込まれる実施方針(案)の審議までに、「滋賀県附属機関設置条例」を改正し、附属機関として設置するものとする。

④委員構成

選定委員会は、学識経験者等で構成し、PFI 事業等に精通した学識経験者、建築・設備関係の学識経験者、法務の専門家、金融実務の学識経験者等の中から選任する。

なお、総合評価一般競争入札により事業者を選考する場合には、学識経験者2名以上の意見聴取が必要である。

(4) 契約審査会（調達方法の審査）

この段階における入札契約に関する事務としては、PFI 事業等に係る調達方法（総合評価競争入札、公募型プロポーザル）を PFI 契約審査委員会（以下、「契約審査会」という。）に諮る手続きが必要である。

PFI 事業等における契約審査会は、建設工事等契約審査委員会に準じ、個別案件ごとに各部局において設置することとする。

なお、PFI 事業等における調達方法の考え方は以下のとおりである。

(PFI 事業における調達方法の考え方)

- PFI 事業者の選定方法は、PFI 法で公募の方法等によることとされており、一般競争入札によることが原則とされているが、PFI 契約においては、価格のみならず、維持管理または運営の水準、PFI 事業者とのリスク分担のあり方、技術的能力、企画に関する能力等を総合的に勘案する必要があることに鑑み、総合評価一般競争入札の活用を図ることとされている。（平成 12 年 3 月 29 日付自治事務次官通知）
- また、PFI 事業等を随意契約で実施できる場合はかなり制限されるが、先事例では、随意契約による場合、公募型プロポーザル方式により事業者を選定しているケースがあり、この場合、公募→資格審査→提案書審査→優先交渉権者・次点者の決定・公表→優先交渉権者との交渉→PFI 契約の締結というプロセスになる。
- 両手法を比較すると、入札方式の場合は、入札公告後に条件を変更することができないが、公募型プロポーザル方式の場合は、最優秀提案者選定後も交渉が可能である点に大きな違いがある。また、官民共同で契約の内容を詰めていくことができるというメリットがある一方で、契約交渉には時間を要し、場合によっては事業スケジュールに影響が出る場合がある。
- PFI 事業に類似した DBO 方式での事業実施における調達方法の考え方は、原則、PFI 事業と同様とする。

(5) 民間事業者からの意見等の聴取、民間事業者からの提案受付

PFI 事業等に対する民間事業者の理解を深めるため、実施方針等の公表に併せて、説明会の開催や、質問および意見を受け付けることが望ましい。

質問等および回答はホームページ等で公表し、必要に応じて募集手続に反映するほか、質疑応答とは別に、事業者との対話を行い、直接的に質問等を募集する方法もある。

なお、PFI 法では、民間事業者は、特定事業*の案、特定事業の効果および効率性に関する評価の結果を示す書類、特定事業の効果および効率性に関する評価の過程および方法を示す書類を添えて、管理者等に対し実施方針を定めることを提案できるとされている。

※ PFI 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業。P28 参照。

＜参考＞ 民間事業者からの提案書の記載内容

①特定事業の案

- ア 公共施設等の種類
- イ 公共施設等の設置に関する条件
- ウ 公共施設等の概要
- エ 公共施設等の維持管理・運営業務の概要
- オ 想定する事業スキーム
- カ 事業スケジュール
- キ リスク分担

※ 民間事業者の判断により、提案の時点で民間事業者が把握している法的課題（特定事業実施上の規制・制約等）を提出することも可能。

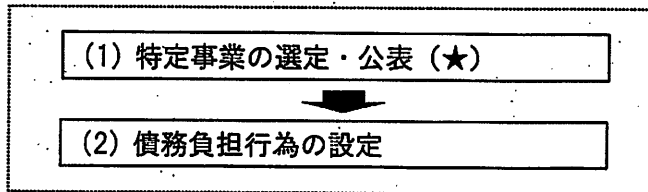
②特定事業の効果および効率性に関する評価の結果

③評価の過程および方法

- ア 支払いに関する評価の過程および方法（独立採算型事業の場合は、事業の採算性の評価等）
- イ サービス水準に関する評価の過程および方法

4 特定事業の選定段階

(この段階の主な流れ)



(★) 必要に応じて、事前に契約審査会を開催

(1) 特定事業の選定・公表

① 特定事業とは

PFI 法第2条では、特定事業は、「公共施設等の整備等に関する事業であって民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。」と定義されている。

つまり、特定事業の選定とは、実施方針で公表した事業に関して、実施方針等に関する質問の受付・回答、意見聴取等の手続を経た上で、PFI 事業として実施することの妥当性をさらに詳細に検討・評価し、民間事業者が実施することにより、効率的かつ効果的に実施されると認められる場合に、PFI 事業で実施する事業の範囲を具体的に定め、PFI 事業での実施を最終決定する手続きのことである。

なお、特定事業の選定においては、必要に応じて、優先的検討の詳細検討において設定した条件の見直しや詳細化等を行った上で、改めてVFMの検証を行うこととなる。

② 留意事項等

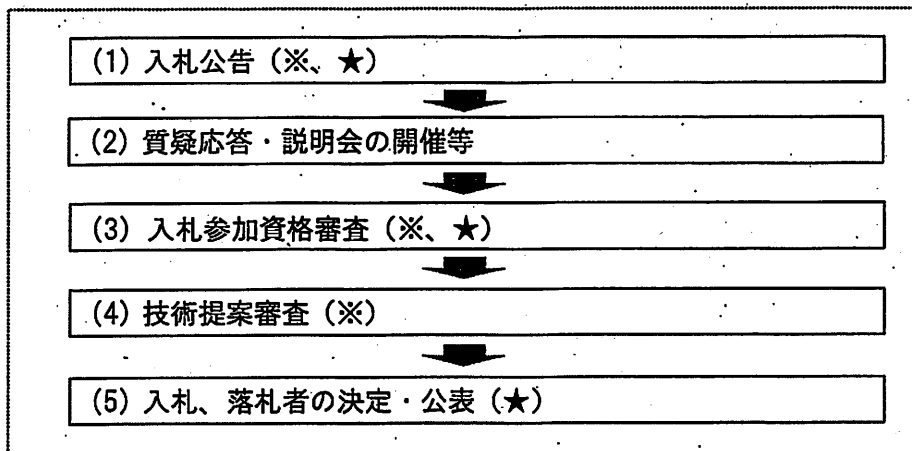
- 特定事業の選定・公表の内容については、アドバイザーの助言も踏まえて検討する必要がある。
- 選定結果については、ホームページに掲載すること等により公表するものとし、特定事業の選定を行わないこととした場合（PFI 手法で実施しない場合）も同様とする。

(2) 債務負担行為の設定

総合評価一般競争入札の場合、債務負担行為は入札公告前に行うこととされているため、PFI 事業等を総合評価一般競争入札で行う場合、この段階で、複数年契約に係る予算の債務負担行為を設定し、議会の議決を得る必要がある。

5 PFI事業者の選定段階

(この段階の主な流れ)



必要に応じて、事前に(※)選定委員会(★)契約審査会を開催

(1) 入札契約事務等

- 上記の流れは、総合評価一般競争入札を想定したものである。なお、PFI手法で実施する場合についても、入札契約事務に関しては、滋賀県財務規則、滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則等を踏まえ、滋賀県建設工事執行規則および建設工事等入札執行要領に定めるもののほか、土木交通部監理課作成の建設工事等入札契約事務の概要に定める事項等を参考にして行うこととなる。
- 入札公告において示す入札説明書の構成例は以下のとおりである。

<参考> 入札説明書の構成例

項目	記載内容
入札説明書の定義	・入札説明書の意義
対象事業の概要	・事業名 ・事業実施場所、施設の概要 ・事業内容
事業者募集等のスケジュール	・実施方針の公表から供用開始までのスケジュール
応募に関する条件	・応募者の備えるべき参加資格要件 ・応募に関する留意事項（入札費用の負担、提出書類の著作権の帰属、入札無効に関する事項等） ・入札に関する手續
入札書類の審査	・審査の方法 ・審査事項（落札者決定基準に示す項目） ・事務局等

提案に関する条件	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の立地条件 ・施設の機能 ・施設の設計、建設の提案に関する条件 ・施設の維持管理業務の提案に関する条件 ・施設の運營業務の提案に関する条件 ・事業計画の提案に関する条件（資金調達、返済計画、リスク管理の方針、保険、国庫補助金に係る取扱等）等
事業実施に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の継続が困難になった場合の措置 ・県による本県事業の実施状況の監視 ・事業期間中の事業者と県の関わり ・支払い手続
契約に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・契約手続 ・その他留意事項

- (4)の技術提案の審査は、入札公告時に公告した落札者決定基準にしたがって、民間事業者からの入札提案書等を点数により評価し、最も優秀な提案をした者を選定するため、選定委員会から専門的な意見を徴収する手続きである。
 - 選定委員会および契約審査会での審査結果をもとに、落札者を決定し、その結果を公表する。なお、公表に当たっては、評価の結果、評価基準とともに、選定の方法に応じた選定過程の透明性を確保するために必要な資料を併せて公表する。
 - PFI 事業等においても、県内事業者の受注機会を確保することは重要な観点であることから、従来型手法の発注と同様に以下の点について留意が必要である。
 - ア 県内事業者では施工が困難な工事であっても、共同施工が可能な工事については、建設工事共同企業体方式を活用することにより県内事業者の受注機会の増大に努めること。
 - イ 建設資材については、県産品を優先的に使用し、資材調達についても県内事業者から優先して調達することを要請するなど配慮を行うこと。
- なお、WTO 政府調達協定の対象の場合には、参加資格要件に地域要件を採用することができないことに留意が必要である。
- 先進事例においては、地元企業の PFI 事業等への参画や入札参加資格等の要件設定に関し、以下のような配慮を行っているケースがある。

<参考> 地元企業の PFI 事業等への参画

項目	記載内容
代表企業（出資者）としての参画	<ul style="list-style-type: none"> ・応募グループの代表企業として参加し、コンソーシアムの取りまとめ等を行う ・SPC（特定目的会社）に出資し、受託業務に関わるリスクを負担
構成企業（出資者）としての参画	<ul style="list-style-type: none"> ・応募者グループの構成企業として入札に参加 ・SPCに出資し、受託業務に関わるリスクを負担

協力企業としての参画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募グループの一員として入札に参加 ・ SPC への出資はなし
再委託先としての参画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募者グループには含まれない ・ 応募者グループ内企業から業務の一部を受託

<参考②> 入札参加資格等の地域要件設定 (例)

ア 参加資格要件として地域企業の参加を条件付ける (実施方針・入札説明書)

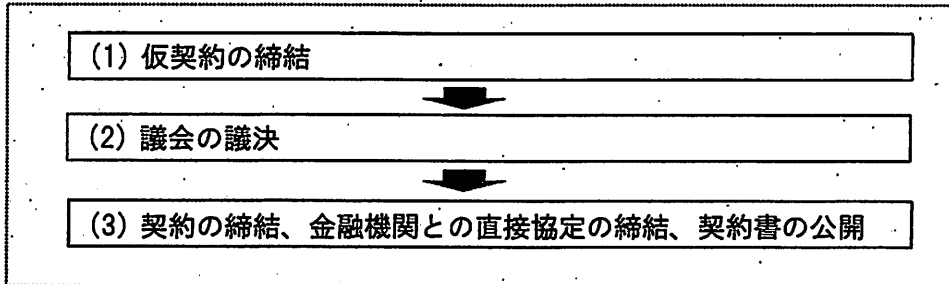
<p>ケース① 応募者グループの構成員が本店を有していることを求めるケース</p> <p>(実例) 入札参加者のうち、設計、工事監理、建設、運営、維持管理業務を行う者の少なくとも1社は、本市内に本店を有する者とする。</p>
<p>ケース② 応募者グループの構成員が本店または支店を有していることを求めるケース</p> <p>(実例) 入札参加者を構成する者のうち1者以上は、本市内に本店を有する者とする。</p>
<p>ケース③ 地元企業の出資額や工事額に一定以上の基準を設けるケース</p> <p>(実例) 事業者は、市内建設業者又は建築士法に基づく建築士事務所登録の所在地が本市内にある者のJVへの出資額、各構成員の分担工事額及び市内業者が構成企業から直接業務の一部を受託又は請け負う者として契約した金額との合計額は、市営住宅整備費の30%以上としなければならない。</p>

イ 参加を必須としないが加点評価の対象とする (落札者決定基準)

<p>ケース① 地域企業の活用育成に関する提案への加点</p> <p>ケース② 地元で主要な営業所を有する企業の参加数に応じた加点</p> <p>ケース③ 地域企業との協力体制に関する提案への加点</p> <p>ケース④ 人材の雇用に関する提案に対する加点</p> <p>ケース⑤ 地元資材の活用に関する提案への加点</p> <p>ケース⑥ 地域の活性化に関する提案への加点</p>

6 事業契約の締結段階

(この段階の主な流れ)



(1) 仮契約の締結

落札者は、仮契約締結前までに、SPC（特定目的会社）を設立する場合が多い。（落札者がグループの場合、グループ構成員が主体となって、SPCへの出資を行うことになる。）

県は、このSPCと仮契約を締結する。（SPCを設立しない場合は代表企業と契約を締結する。）なお、契約書の内容は、入札公告時に示した契約書案の内容と同じであり、変更はできないが、条文の文言を明確化するために内容に変更のない範囲で文言の修正を行うことは可能である。

(2) 議会の議決

- PFI 法第 12 条において、「地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。」とされており、施設等の買入れまたは借入れに要する経費（維持管理、運営に関する経費を除く。）が5億円以上となる事業については、PFI 事業契約（PFI 事業に係る契約。以下同じ。）の締結前に PFI 事業契約の締結に関する議案を議会に提出し、議決を得る必要がある。

<参考> 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令

(地方公共団体の議会の議決を要する事業契約)

第3条 法第12条に規定する政令で定める基準は、事業契約の種類については、次の表の上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額（借入れにあつては、予定賃借料の総額）が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

法第2条第5項に規定する選定事業者が建設する同条第1項に規定する公共施設等（地方公共団体の経営する企業で地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第1項の規定の適用があるものの業務に関するものを除く。）の買入れ又は借入れ	都道府県 500,000千円
--	-------------------

＜参考＞ 事業契約締結に係る議案例

議第〇号

契約の締結につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

平成〇年〇月〇日

滋賀県知事 ○ ○ ○ ○

契約の締結につき議決を求めることについて

次のように〇〇事業契約を締結にすることにつき、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定に基づき、議決を求める。

- 1 契約の目的
- 2 契約金額
- 3 事業期間
- 4 契約の相手方

- 「公の施設」において、施設の管理運営も含めて PFI 事業契約を締結する場合は、地方自治法第 244 条の 2 の規定の適用を受けるため、PFI 事業契約の議決とは別に指定管理者の指定に関する議決が必要となる。また、新たに公の施設を整備する場合は、公の施設の設置および管理に関する条例を制定することについても留意する必要がある。

＜参考＞ 平成 12 年 3 月 29 日付け 自治省事務次官通知（概要）

第 6 公の施設関係

5 PFI 事業において、指定管理者の制度を採用する場合には、指定管理者に関し条例に定める事項（地方自治法第 244 条の 2 第 4 項）、指定の期間（同条第 5 項）及び指定にはあらかじめ議会の議決を経なければならないこと（同条第 6 項）について、PFI 事業の円滑な実施が促進されるよう適切な配慮をするとともに、指定の取消し又は管理の業務の全部若しくは一部の停止の命令を行う場合における PFI 事業の取扱いについて、あらかじめ明らかにするよう努めるものとされていること。

(3) 契約の締結、金融機関との直接協定の締結、契約書の公開

① 契約の締結

県議会での議決を得た後、本契約を締結する。

なお、契約締結までの双方の準備行為を義務化し、契約の相手方の同一性を担保するため、基本協定を締結することが望ましい。

② 金融機関との直接協定の締結

直接協定とは、PFI 事業者による事業の実施が困難となった場合などに、融資金融機関等が県に対し、県による PFI 事業契約の解除権行使を一定期間留保することを求め、

資金供給している融資金融機関等としてPFI事業に対して一定の介入をできるようにする協定のことであり、県と融資金融機関等との間で直接結ばれる。

直接協定には、PFI事業の要求水準の未達や期限の利益の喪失など一定の事項が生じた場合の県と融資金融機関等相互の通知義務や、PFI事業者が発行する株式や保有する資産に融資金融機関等が設定しようとする担保権に対する県の承諾などについて規定される。

③契約書の公開

契約書の公開はホームページに掲載することにより行うものとし、契約した内容は、事業者の不利益となる部分を除いて、原則遅滞なく公開する。

7 PFI 事業の実施段階

(この段階の主な流れ)

モニタリングの実施

(1) モニタリングの実施

①モニタリングとは

モニタリングとは、適正かつ確実なサービスの提供の確保がなされているかどうかを確認する重要な手段であり、県の責任において、選定事業者により提供される公共サービスの水準を監視（測定・評価）する行為を指す。

PFI 事業者は、自らの業務の履行状況を確認（セルフモニタリング）し、要求水準の達成状況を県に説明する義務がある。県は、サービスを購入する立場として、業務遂行状況等を事業期間を通じて確認する。また、モニタリングの結果を適切に評価・公表することにより、選定事業者の業務意欲を向上させる動機付けにもなる。

②モニタリングの基本的考え方

県は、あらかじめ具体的な判断基準を設け、モニタリングに関し、その対象、実施者、手法等を明確にして、上記に従ってサービスが提供されているかどうかの確認を行うことが必要である。

③モニタリングの実施例

(維持管理・運営業務のモニタリング)

県のモニタリングは、要求水準どおりに維持管理・運営できているかを確認することが中心であり、PFI 事業者が提出する業務日報や業務報告書、事故等の緊急事態に関する報告等により行うほか、利用者アンケートを利用した満足度等の結果を確認する方法等がある。

<参考> 業務報告書の例

1 セルフモニタリング体制

※ PFI 事業者の実施体制を記載

2 セルフモニタリング結果等

項目	要求水準	セルフモニタリング結果	
		評価	評価理由
維持管理・運営業務要求水準			
(1)維持管理・運営の業務詳細			
①敷地出入り等管理業務			
正門門扉の開閉	警備員は、正門門扉の開閉を行うこととし、開閉時間は次のとおりとする。 ・正門門扉会場および開扉 ○時○分 ・正門門扉閉扉および施錠 ○時○分	○	業務日報に実施内容を記載
施設内への出入り者等の監視	正門門扉開扉時においては、敷地内の守衛所に常駐し、人または車両が敷地内に立ち入ろうとする場合は、立ち入ろうとする者の身分証明書または立入証等の提示を求め、確認を行った上で出入りさせるものとする。	○	業務日報に実施内容を記載 業務実施中における事故・トラブルはなかった

3 問題の発生件数とその対応結果

※ PFI事業者が把握している問題の発生件数・内容とその際の対応を記載

4 苦情の件数とその対応結果

※ PFI事業者が把握している苦情の件数・内容とその際の対応を記載

5 その他

※ 発注者は、事業の実施状況の監視に関しても実施方針に記載しておく必要がある。

8 事業の終了

(1) 留意事項等

- 契約に定める事業の終了時期の到来により、PFI 事業等は終了する。県は、PFI 事業等終了時に、発生した問題とその対応方法、県の事業運営・管理体制の問題点とその改善方法、当初の事業開始時点から変化した内容等、今後の課題等について事後評価を行い、事業継続の可否について検討する。
- 事業の対象となる施設が、「公の施設」である場合で、引き続き運営等を民間事業者へ委託する場合は、「県立施設の指定管理者制度運用ガイドライン」に基づく所要の手続きをあらかじめ終えておく必要がある。

Ⅲ PPP/PFI 推進体制

1 庁内の推進体制

PPP/PFI 事業は、様々な施設での実施が想定され、施策や事業との関連もあることから、具体の検討や手続きは、各事業実施部局において実施するものとするが、個々の事業推進を図る中で得られるノウハウや情報を県全体で蓄積・共有することは重要である。このため、制度を所管する総務部において、PPP/PFI に係るノウハウ等の蓄積を図るとともに、先進事例等の情報の収集・提供、必要な助言を行う。また、公共施設等マネジメントに関する連絡調整の場等を活用しながら、庁内の連携・調整を図り、円滑な事業実施を支援する。

なお、各段階における庁内関係課との調整や議会への説明等のタイミングは概ね以下のとおりであるが、個々のケースに応じて、事業実施部局の判断で適切に実施するものとする。

具体的手続き (事業実施部局における手続き等)	関係所属との調整				選定委員会	議会
	行政経営企画室	財政課	監理課	建築課		
1 事業の発案～基本計画検討段階						
事業の発案	情報共有	事前協議				
基本計画の策定	情報共有	事前協議		施設規模等の条件設定に関する助言		報告
2 優先的検討の実施段階						
簡易な検討の実施、結果公表	助言、検討結果の確認					(報告)
詳細な検討の実施、結果公表	情報共有	(委託料に係る予算査定)		PSC 算定支援		報告
3 実施方針の策定段階						
アドバイザー業務委託	助言等	(委託料に係る予算査定)				
実施方針案、落札者決定基準案等の策定	助言等				意見等	
採用手法の審査			助言・調整			
実施方針等の策定・公表	情報共有					報告
4 特定事業の策定段階						
特定事業の選定・公表	助言等					報告
債務負担行為の設定		(予算対応)				議決
5 PFI 事業者の選定段階						
落札者決定基準の決定	助言等				意見等	
入札提案書(技術提案)の内容審査					意見等	
落札者決定			助言・調整			
6 事業契約の締結段階						
議会の議決						議決

2 庁外関係団体等との連携

本県においては、公民連携（PPP）に関する情報共有や公民双方のマッチングを図るため、平成28年10月に「PPP/PFI地域プラットフォーム」として「淡海公民連携研究フォーラム」が設置されたところであり、今後とも、同フォーラムを効果的に活用しながら、PPP/PFI事業の積極的な推進を図る。

〈参考〉 淡海公民連携研究フォーラムの構成（平成29年3月31日現在）

滋賀県、大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、愛荘町、多賀町、守山市、滋賀銀行、しがぎん経済文化センター、滋賀大学社会連携研究センター

<参考>当ガイドラインにおける PPP/PFI 関連用語について

PPP/PFI 手法	優先的検討方針の対象とする PPP/PFI 手法
PFI 手法	PPP/PFI 手法のうち、民間が資金調達を行う手法 公共が資金調達を行う DBO 方式や指定管理者制度などを除き 公共施設等運営権方式（コンセッション方式）を含む
PFI 事業	PFI 法第 2 条第 4 項に定める選定事業（平成 12 年 3 月 29 日付 け自治省事務次官通知より）
PFI 契約	PFI 事業に係る契約（平成 12 年 3 月 29 日付自治省事務次官 通知より）
PFI 事業等	PFI 事業および PFI 事業に類似の DBO 方式による事業
PFI 事業契約	PFI 事業等に係る契約

< 參考資料 >

滋賀県PPP/PFI手法導入優先的検討方針の概要

- (1)平成28年3月に策定した「滋賀県公共施設等マネジメント基本方針」で、整備費が一定規模以上の施設については、原則、PFI方式等の導入可能性の検討を行う方針を明記。
- (2)国は、効率的かつ効果的な公共施設等の整備、新たな事業機会の創出等を図るため、人口20万人以上の地方公共団体に対し、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための規程(優先的検討規程)」を平成28年度末までに策定するよう要請(平成27年12月)
- (3) (1)、(2)を踏まえ、本県におけるPPP/PFI手法導入検討の対象事業や検討プロセス等を定めた「優先的検討方針」を平成28年度中に策定する。また、本方針は、平成29年4月1日からの適用とする。

1 策定の目的 (第1関係)

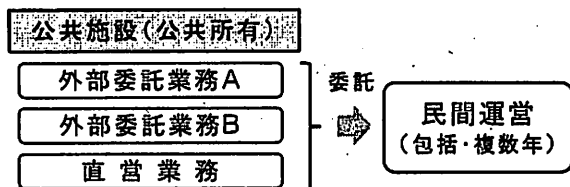
本方針は、PPP/PFI手法導入の優先的検討を行うに当たって必要な手続を定め、PPP/PFI手法の積極的な導入を図ることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図るとともに、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進め、県民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保することを目的とする。

2 対象とするPPP/PFI手法 (第3関係)

(1) 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法		(2) 民間事業者が公共施設等の設計、建設(製造)および運営等を担う手法		(3) 民間事業者が公共施設等の設計および建設(製造)を担う手法	
設計・建設(製造)	管理・運営	設計・建設(製造)	管理・運営	設計・建設	管理・運営
公共	民間	民間	民間	民間	公共
① 公共施設等運営権方式 ② 指定管理者制度 ③ 包括的民間委託※1 ④ O方式(運営等)		① BTO方式(建設—移転—運営等)※2 ② BOT方式(建設—運営等—移転)※3 ③ BOO方式(建設—所有—運営等)※4 ④ DBO方式(設計—建設—運営等)※5 ⑤ RO方式(改修—運営等) ⑥ ESCO事業方式		① BT方式(建設—移転)(民間建設買取方式) ② 民間建設借上方式	

(参考)

※1 包括的民間委託



※2 BTO方式

(民間が資金調達)



※3 BOT方式

(民間が資金調達)



※4 BOO方式

(民間が資金調達)



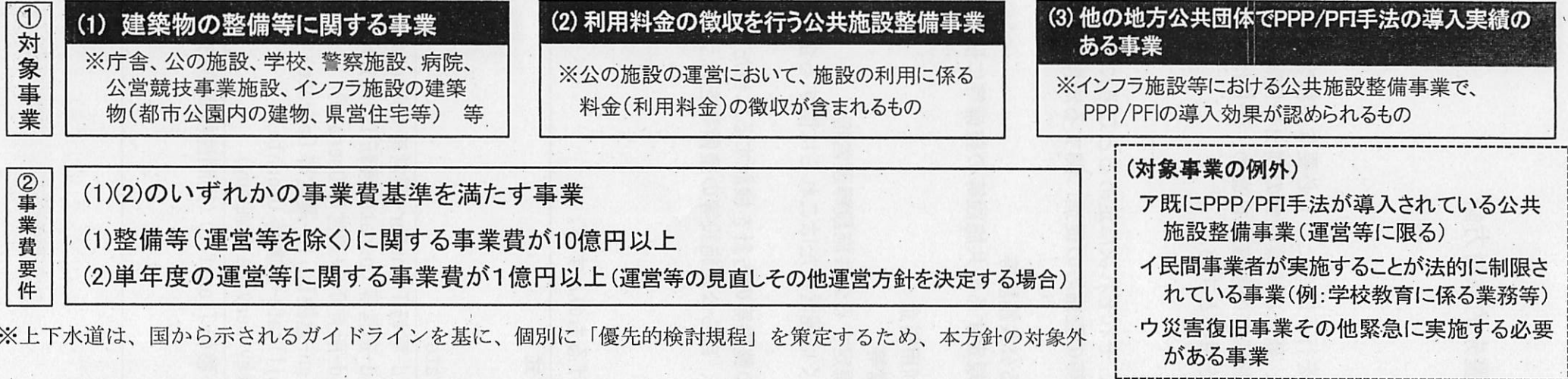
※5 DBO方式

(公共が資金調達)



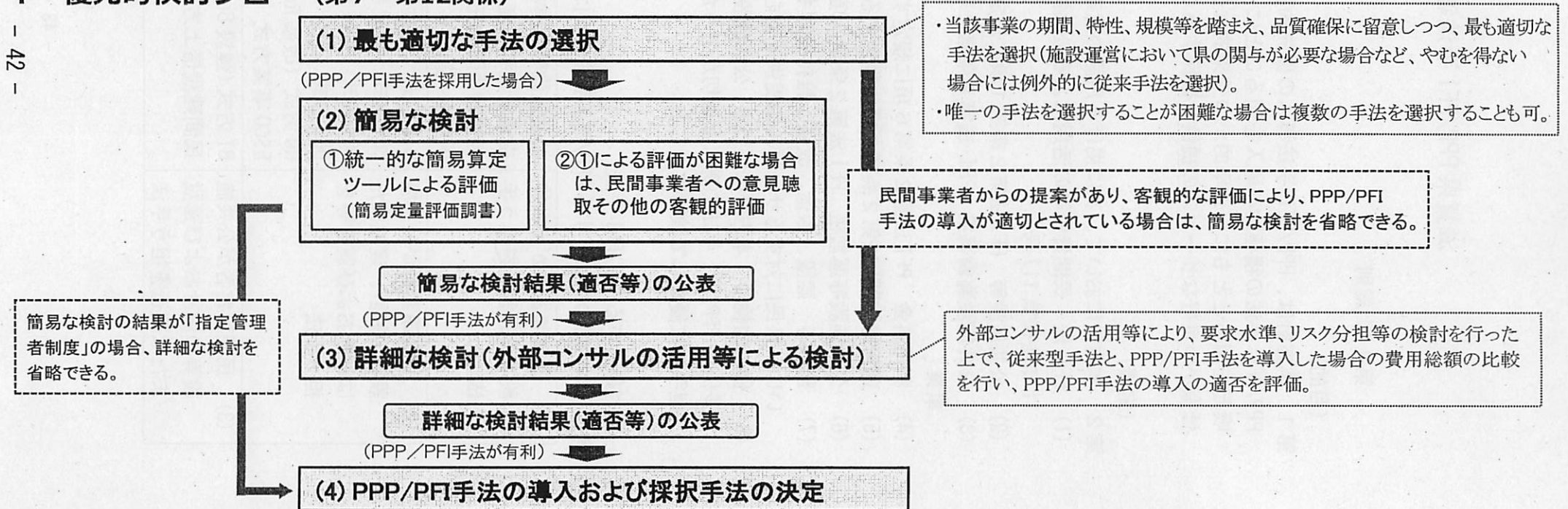
3 対象事業（第5・第6関係）

①、②のいずれにも該当する公共施設整備事業を優先的検討の対象とする。



※上下水道は、国から示されるガイドラインを基に、個別に「優先的検討規程」を策定するため、本方針の対象外

4 優先的検討フロー（第7～第12関係）



滋賀県 PPP/PFI 手法導入優先的検討方針

第1章 総則

(目的)

第1 本方針は、PPP/PFI 手法導入の優先的検討を行うに当たって必要な手続を定め、PPP/PFI 手法の積極的な導入を図ることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図るとともに、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進め、県民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保することを目的とする。

(定義)

- 第2 本方針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
- (1) PFI 法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）
 - (2) 公共施設等 PFI 法第2条第1項に規定する公共施設等
 - (3) 公共施設整備事業 PFI 法第2条第2項に規定する公共施設等の整備等に関する事業
 - (4) 利用料金 PFI 法第2条第6項に規定する利用料金
 - (5) 運営等 PFI 法第2条第6項に規定する運営等
 - (6) 公共施設等運営権 PFI 法第2条第7項に規定する公共施設等運営権
 - (7) 整備等 建設、製造、改修、維持管理もしくは運営またはこれらに関する企画をいい、県民に対するサービスの提供を含む。
 - (8) 優先的検討 本方針に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様な PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討すること

(対象とする PPP/PFI 手法)

第3 本方針の対象とする PPP/PFI 手法は次に掲げるものとする。

(1) 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法	公共施設等運営権方式 指定管理者制度 包括的民間委託 O方式（運営等 Operate）
(2) 民間事業者が公共施設等の設計、建設または製造および運営等を担う手法	BTO方式（建設 Build-移転 Transfer-運営等 Operate） BOT方式（建設 Build-運営等 Operate-移転 Transfer） BOO方式（建設 Build-所有 Own-運営等 Operate） DBO方式（設計 Design-建設 Build-運営等 Operate） RO方式（改修 Rehabilitate-運営等 Operate） ESCO事業方式（Energy-Service-Company）
(3) 民間事業者が公共施設等の設計および建設または製造を担う手法	BT方式（建設 Build-移転 Transfer）（民間建設買取方式） 民間建設借上方式

第2章 優先的検討の実施

(優先的検討の実施時期)

第4 県は、新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定しようとする場合および公共施設等の運営等の見直しを行おうとする場合は、あらかじめ優先的検討を行うものとする。

第3章 優先的検討の対象とする事業

(対象事業)

第5 次の各号のいずれにも該当する公共施設整備事業を優先的検討の対象とする。

(1) 次のいずれかに該当する事業で、民間の活力を活用する効果が認められる公共施設整備事業（流域下水道施設、工業用水道事業施設および水道用水供給事業施設を除く。）

ア 建築物またはプラントの整備等に関する事業

イ 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業

ウ アおよびイに掲げるもののほか、他の地方公共団体で PPP/PFI 手法の導入実績のある事業

(2) 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業

ア 整備等（運営等を除く。）に関する事業費が10億円以上

イ 単年度の運営等に関する事業費が1億円以上（運営等の見直しその他運営に関する方針決定を行う場合に限る。）

(対象事業の例外)

第6 次に掲げる公共施設整備事業は、優先的検討の対象から除くものとする。

(1) 既に PPP/PFI 手法が導入されている公共施設整備事業（運営等に限る。）

(2) 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業

(3) 災害復旧事業その他の緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

第4章 適切な手法の選択

(採用手法の選択)

第7 県は、優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、第9の規定に基づく簡易な検討または第10の規定に基づく詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切な手法を選択するものとする。この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

(評価を経ずに行う採用手法導入の決定)

第8 県は、第7の規定により選択した PPP/PFI 手法（以下「採用手法」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定めるところにより当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

- (1) 指定管理者制度 第9の規定による簡易な検討を実施し、第10の規定による詳細な検討を省略
- (2) 民間事業者から PPP/PFI に関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法 第9の規定による簡易な検討を省略し、第10の規定による詳細な検討を実施

第5章 簡易な検討

(費用総額の比較またはその他の方法による評価)

第9 県は、PPP/PFI 手法簡易定量評価調書（別記様式第1号）により、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。この場合において、第7および第8の規定により複数の手法を選択した場合においては、それぞれの手法について費用総額を算定し、その最も低い手法による場合と従来型手法による場合の費用総額との間で比較を行うものとする。

- (1) 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
- (2) 公共施設等の運営等の費用
- (3) 利用料金収入
- (4) 資金調達に要する費用
- (5) 調査に要する費用
- (6) 民間事業者の適正な利益および配当

2 県は、採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、前項の規定にかかわらず、民間事業者への意見聴取を踏まえた評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

第6章 詳細な検討

(詳細な検討)

第10 県は、第9の規定による簡易な検討において採用手法の導入に適しないと評価された公共施設整備事業以外の公共施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用することなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の検証を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

第7章 評価結果の公表

(簡易な検討の結果の公表)

第11 県は、第9第1項の規定による費用総額の比較による評価の結果について、次の各号に掲げる事項をそれぞれ当該各号に定める時期に公表するものとする。

- (1) PPP/PFI 手法導入の適否その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項 評価を実施した後遅滞ない時期
- (2) PPP/PFI 手法簡易評価調書の内容 入札手続の終了後適切な時期

2 県は、第9第2項の規定による評価の結果について、次の各号に掲げる事項をそれぞれ当該各号に定める時期に公表するものとする。

- (1) PPP/PFI 手法導入の適否その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項 評価を実施した後遅滞ない時期
- (2) 客観的な評価結果の内容 入札手続の終了後適切な時期

(詳細な検討の結果の公表)

第12 県は、第10の規定による詳細な検討の結果について、次の各号に掲げる事項をそれぞれ当該各号に定める時期に公表するものとする。

- (1) PPP/PFI 手法導入の適否その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項 評価を実施した後遅滞ない時期
- (2) PPP/PFI 手法簡易評価調書の内容(第10の規定による詳細な検討の結果を踏まえて更新した場合は、当該更新した後のもの) 入札手続の終了後適切な時期

付 則

この方針は、平成29年4月1日から適用する。

別記

様式第1号(第9関係)

PPP/PFI 手法簡易定量評価調書

	従来型手法 (公共施設等の管理者等が自ら整備等を行う手法)	採用手法 (候補となる PPP/PFI 手法)
整備等(運営等を除く。)費用		
<算出根拠>		
運営等費用		
<算出根拠>		
利用料金収入		
<算出根拠>		
資金調達費用		
<算出根拠>		
調査等費用		
<算出根拠>		
税金		
<算出根拠>		
税引後損益		
<算出根拠>		
合計		
合計(現在価値)		
財政支出削減率		
その他 (前提条件等)		

PPP/PFI 手法簡易定量評価調書（記載例）

	従来型手法 (公共施設等の管理者等が自ら整備等を行う手法)	採用手法 (候補となる PPP/PFI 手法)
整備等（運営等を除く。）費用	50.0 億円	45.0 億円 (式：50 億円（整備費）× 0.9（削減率 10%）= 45 億円)
<算出根拠>	類似事例である〇〇事業の床面積当たりの単価を元に算出	従来型手法より 10%削減の想定
運営等費用	10.0 億円 (式：50 百万円（運営等費）/年 × 20 年（期間）)	9.0 億円 (式：50 百万円（運営等費）/年 × 0.9（削減率 10%）× 20 年（期間）)
<算出根拠>	類似事例である〇〇事業の収入を元に本事業との違いを反映し算出	従来型手法より 10%削減の想定
利用料金収入	2.0 億円 (式：10 百万円/年（年間利用料金収入）× 20 年（期間）)	2.2 億円 (式：10 百万円/年（年間利用料金収入）× 1.1（増加率 10%）× 20 年（期間）)
<算出根拠>	類似事例である〇〇事業の床面積当たりの単価を元に算出	従来型手法より 10%増加の想定
資金調達費用	5.3 億円 (式：50 億円（整備費用）× 75%（起債充当率）× 起債利率 1.3%・償還期間 20 年の元利均等償還)	9.0 億円 (式：45 億円（整備費用）- 0.1 億円（資本金）= 借入金 44.9 億円、借入金の利率 1.8%・返済期間 20 年の元利均等返済)
<算出根拠>	想定される起債充当率、起債利率、起債償還方法（償還期間、償還方法）を元に算出	公共が自ら資金調達をした場合の利率に 0.5%ポイントを上乗せ
調査等費用	-	0.25 億円
<算出根拠>	従来型手法の場合は想定せず	導入可能性調査の費用及びその後の業務委託の費用の想定
税金	-	0.03 億円
<算出根拠>	従来型手法の場合は想定せず	各年度の損益に法人実効税率 32.11%を乗じて算出
税引後損益	-	0.06 億円
<算出根拠>	従来型手法の場合は想定せず	EIRR が 5%以上確保されることを想定
合計	63.3 億円	61.1 億円
合計（現在価値）	51.7 億円	47.2 億円
財政支出削減率		VFM は 4.5 億円、8.7%
その他 (前提条件等)	事業期間 20 年間 割引率 2.6%	

